

学校設置用マイボトル用ウォーターサーバー賃貸借仕様書

1 業務の目的

岡山市立学校に設置する、マイボトル用ウォーターサーバーを賃貸借するもの
(賃借人：甲，貸貸人：乙とする。)

2 賃貸借機器等仕様

- (1) 水道水を使用するウォーターサーバーであること。
- (2) ウォーターサーバーは、冷水、常温水をそれぞれ供給でき、冷水の抽出温度が5～8℃であること。
- (3) タンク容量は冷水が3.5L程度、常温水が2.5L程度であること。
- (4) 不純物を除去できる浄水フィルターを使用していること。なお、浄水フィルターはJIS S 3201およびJWPAS B.210（または最新のJWPAS B規格）に基づく試験を行い、その基準に適合していること。
- (5) マイボトルへ給水可能な注水口であること。
- (6) (一社)浄水器協会の承認を受けた製品であること。

その他

契約時に賃貸借機器一覧表を提出すること。

3 設置台数及び 125台

設置場所 ※ ただし、設置場所は、仕様書別紙「設置施設一覧（岡山市立学校）」
のとおり

4 契約期間 契約締結日から令和10年4月30日まで

5 引渡期日 令和8年4月30日

6 賃貸借期間 令和8年5月1日から令和10年4月30日（24ヶ月）の長期継続契約

7 契約条件

- (1) この契約は、岡山市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成18年岡山市条例第78号）に基づく長期継続契約であるため、この契約の締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、甲は、この契約を解除することができる。
- (2) 甲は、乙の責めに帰する理由により、引渡期日までに物件を納入する見込みがないと明らかに認められる場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
- (3) 甲は、前2項の規定により契約を解除した場合において、これにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲が乙と協議して定める。

8 機器の納入及び設置

- (1) 機器は、別紙「設置施設（岡山市立学校）」に従い、直接納入すること。
- (2) 乙は、設置場所のスペース、水道水給水管の形状、設置日時などについて、甲及び設置校と協議のうえ、機器の使用ができるよう設置すること。

(3) 設置は、令和8年4月30日までに完了すること。

9 契約終了時の機器の回収

- (1) 契約終了時には、乙が各設置場所から機器の回収・撤去を行うこと。また、その際には、甲の担当者と日程等の調整を行うこと。
- (2) 機器の撤去の際は原状復帰すること。
- (3) 機器の回収・撤去にかかる経費は、乙が負担すること。

10 機器の保障及び経費の負担

- (1) 契約期間内に発生した故障等の欠陥については、乙がその責において無償交換または修理を行うものとする。
- (2) 機器の盗難、滅失、き損等の事故により、機器の交換または、新たな機器の設置が必要となる場合（動産総合保険でてん補された場合）は、乙は、その事故以降、その事故にかかる機器の借損料の請求は行わないものとする。また、盗難の場合は、機器の返還は行わないものとする。
- (3) 乙は、賃貸借期間中、メーカーが機種ごとに定める交換周期に基づき、浄水フィルターを送付または交換するほか、必要に応じて機器の保守点検、清掃などを行うこと。
- (4) 本仕様書の内容にかかる経費は、すべて賃貸料に含めるものとする。

11 その他

- (1) 設置校からの操作方法等の問い合わせについては、丁寧に対応すること。
- (2) 本仕様書に記載がなくても、賃貸借物件の搬入・設置及び回収・撤去に一般的に必要な作業、消耗品等については、乙の負担において提供すること。
- (3) 契約締結後、賃貸借物件の仕様等を変更する必要がある場合は、甲乙協議の上変更できるものとする。
- (4) 甲は毎月の賃貸借が完了したときは、完了した日から10日以内に、履行の状況を確認するための検査を行う。
- (5) 乙は検査に合格した後、甲に対し速やかに請求書を提出する。甲は、請求を受けた日から30日以内に支払うものとする。
- (6) 月額賃借料については契約総額を24等分した金額とする。ただし、1円未満の端数が生じるときには、その分を最初の支払月に支払うものとする。
- (7) 履行準備期間は支払期間に含めないものとする。
- (8) その他、仕様書に定めのない事項については、甲乙協議して別に定める。